

和歌山県における育成を図る林業経営体の選定要領

(目的)

第1 この要領は、和歌山県が、林業経営体の育成について（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知。以下「長官通知」という。）3（2）の規定により、県内林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立していくために重要な、林業経営の集積・集約化の受け皿となりうる林業経営体へと育成を図る林業経営体（以下「育成経営体」という。）を選定するにあたり、長官通知による規定のほか、必要となる事項を定めることにより、育成経営体の適正な選定に資することを目的とする。

(定義)

第2 本要領の選定の対象となる「林業経営体」とは、森林組合、企業、個人経営等の組織形態を問わず、自己または他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員、または他者への請負により、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行う経営体とし、和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年条例第14号。以下「木材登録」という。）第5条第1項に規定する木材業者等登録簿に搭載されている者とする。

(育成経営体への選定申請について)

- 第3 育成経営体への選定申請ができる林業経営体の条件は、「1年以上の森林施業の実績を有する者」とする。
2. 育成経営体への選定申請の受付は、随時とし、下記により取扱うものとする。
ただし、令和元年度の受付は1回とし、受付期間は30日間とする。
毎月15日締切
翌月 1日公表
 3. 育成経営体への選定申請の受付は、県ホームページに申請の受付に関する事項育成経営体への選定申請書等を掲載するものとする。
 4. 育成経営体への選定を希望する林業経営体は、第5に定める書類により、和歌山県知事あて、申請するものとする。

(選定にかかる判断基準について)

- 第4 選定にかかる判断基準は以下の全てを満たしていることとする。
- (1) 木材登録第5条第1項に規定する木材業者等登録簿に搭載されている者。
 - (2) 1年以上の森林施業の実績を有する者。
 - (3) 本要領、別表1「選定基準評価項目」の基準を満たしている者。

(選定に係る申請書について)

第5 育成経営体への選定を希望する林業経営体は、以下の書類に必要事項を記載し、関係書類を揃えて知事に申請するものとする。

2. 選定申請書

- ・選定申請書（別記第1号様式）
- ・労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置準ずる取組（別記第2号様式）

※改善計画認定事業主の場合は提出不用。

3. 添付関係書類

(1) 基本事項

- ①登記事項証明書又は住民票の写し
- ②納税証明書

(2) 別表1「選定基準評価項目」の各基準にかかる添付書類

- ①生産管理又は流通合理化等にかかる取組内容の証明資料
- ②造林・保育の省力化・低コスト化にかかる取組内容の証明資料
- ③主伐後の再造林の確保に関して他者への請負又は連携による場合は、請負の実績証明（契約書）や協定書の写し等
- ④生産や造林・保育の実施体制の確保に関して、事業実績を称する書類（請負契約書等事業実績が確認できるもの：補助事業または請負事業等で元請・下請として、完成、引き渡し完了した過去1年以上前の事業実績から代表的なもの1件の契約書等）
- ⑤伐採・造林に関する行動規範の策定等に関して、策定している行動規範やガイドラインの写し又は、所属する業界団体等が策定した行動規範やガイドラインを遵守する場合は、その行動規範やガイドラインの写しと遵守するとした誓約書
- ⑥担い手の確保と中長期雇用計画の策定等に関して、策定している計画又は、今後1年以内に策定する場合は、誓約書

(3) その他知事が定める書類

4. 申請書等の提出先は、申請者住所管轄振興局へ持参により正副2部提出するものとする。

振興局は、提出された申請書及び添付書類に記載、添付漏れ等不備がないことを確認のうえ、正副とも、別記第1号様式（1/4枚目）に署名及び受付印を押印のうえ、申請者に押印済の正申請書の別記第1号様式（1/4枚目）の写しを交付し、正申請書を、県庁農林水産部森林・林業局林業振興課へ進達、副申請書は振興局において保管するものとする。

申請先	住所
海草振興局農林水産振興部林務課	和歌山市小松原通 1-1
那賀振興局農林水産振興部林務課	岩出市高塚 209
伊都振興局農林水産振興部林務課	橋本市市脇 4丁目 5-8
有田振興局農林水産振興部林務課	有田郡湯浅町湯浅 2355-1
日高振興局農林水産振興部林務課	御坊市湯川町財部 651
西牟婁振興局農林水産振興部林務課	田辺市朝日ヶ丘 23-1
東牟婁振興局農林水産振興部林務課	新宮市緑ヶ丘 2丁目 4-8

(育成経営体の選定及び登録について)

- 第6 知事は、申請のあった林業経営体のうち、第4に規定する基準を満たす林業経営体を育成経営体として選定し、登録簿(別記第4号様式)に登録するものとする。
2. 知事は、育成経営体の選定した場合は、別記第3号様式によりその旨通知する又、選定に至らなかった林業経営体には、別記第6号様式において、非選定の理由を付して通知するものとする。
 3. 知事は、森林経営管理法(平成30年法律第35号)第36条第2項の規定に基づき登録・公表する林業経営体については、育成経営体として選定されたものとして扱うものとする。

(育成経営体の公表について)

- 第7 知事は、第6により育成経営体として選定した林業経営体の情報を、別記第5号様式により、県ホームページに公表するものとする。

(登録の有効期間)

- 第8 登録の有効期間は、第7による公表日を含む年度の4月1日から起算して、5年間とする。
- ただし、令和元年度の登録の有効期間は、公表の翌年度の令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間とする。

(登録の変更等の届出)

- 第9 育成経営体は、登録の申請時に提出した第5の第2項及び第3項に掲げる事項に変更が生じたとき並びに消滅又は解散したとき等は、別記第7号様式により、知事に届け出るものとする。
2. 知事は、前項の規定による変更の届出を受理したときは、届出があった事項を選定登録簿に登録するものとする。

(実施状況報告)

- 第10 育成経営体は、申請した目標に対する毎事業年度の実施状況について、別記第8号様式により、事業実施の翌年から目標年までの間、毎年事業の終了後、3か月を超えない日までに知事に報告するものとする。ただし、登録及び公表期間の最終年度は、有効期限日の30日前までに報告するものとする。
2. 知事は、前項により育成経営体から報告された実施状況報告により、第4に規定する登録基準について、実効性や目標の達成に係る経過状況等確認を行うものとする。

(登録の取り消し及び公表の中止)

- 第11 知事は、育成経営体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができるものとする。
- (1) 育成経営体が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認されたとき
 - (2) 育成経営体から別記第9号様式による登録の取り消しの申出があったとき

- (3) 登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽の記載が確認されたとき
 - (4) その他知事が取消の必要があると認めるとき
2. 知事は、育成経営体が第4の要件に適合しなくなったと認められ、その改善が図られないときは、別記第10号様式により、育成経営体の登録を取り消すことができる。

(登録の更新)

第12 登録の更新については、以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 更新申請については、有効期限日の30日前までに第10に基づく実施状況報告と併せて第5に基づく更新申請を行うこととする。

その際、目標達成状況の最終確認時期よりも早く、当該目標の達成が確認できない場合の登録については仮更新とする。

なお、仮更新となった育成経営体は、目標確認時期後30日以内に目標の達成状況を知事に報告するものとする。

- (2) 知事は、前項により育成経営体から報告された実施状況報告により、第4に規定する判断基準に適合するか否かについて審査する。

附 則

この要領は、令和元年12月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1 この要領は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

第2 この基準の施行前に育成経営体に登録されている者は、令和4年3月31日までに別表1「選定基準評価項目」(6)で定められている基準を満たさなければならない。

別表1 「選定基準評価項目」

項 目	基 準	附 則
(1)生産量の増加又は生産性の向上	<p>素材生産に関し、生産量を5年間で概ね2割以上を増加させる目標を有していること、または生産性を5年間で概ね2割以上（間伐、主伐のいずれか）を向上させる目標を有していること。</p> <p>なお、現状で、生産量の実績が5,000m³/年以上、または生産性の実績が間伐5m³/人日以上、主伐7m³/人日以上の場合は、5年間で当該実績以上の目標を有していること。</p> <p>目標設定年度までの期間は、5年間とする。</p> <p>現在の生産量の大小や生産性の高低は問わないこととし、生産量や生産性の下限値等は設けないこととする。</p>	<p>生産量又は生産性の基準値については、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員による施業のほか、他者への請負による施業又は連携する場合はその実績も含むものとします。</p>
(2)生産管理又は流通合理化等	<p>以下のいずれかに取り組んでいること。又は今後取り組む意向を明らかにすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理 ・製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめを通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等 	<p>左記のいずれかに取り組んでいること又は今後取り組む意向を明らかにすること。</p> <p>今後取り組む期限として、1年後までとすることを標準とするが、これにより難しい場合でも、最大3年後までに取り組むこと。</p>
(3)造林・保育の省力化・低コスト化	<p>伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等に取り組んでいること。又は今後取り組む意向を明らかにすること。</p>	<p>左記のいずれかに取り組んでいること又は今後取り組む意向を明らかにすること。</p> <p>今後取り組む期限として、1年後までとすることを標準とするが、これにより難しい場合でも、最大3年後までに取り組むこと。</p>
(4)主伐後の再造林の確保	<p>以下の両方に該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること。又は今後一体的に実施する体制を確保する意向を明らかにすること。 <p>なお、主伐と再造林のどちらか一方を行わない経営体の場合は、もう一方を他者への請負又は連携により一体的に実施できる体制があること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主伐後に適切な更新を行うこと。ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること又は今後取り組む意向を明らかにすること。 	<p>「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再造林を基本とする。</p> <p>今後取り組む期限として、1年後までとすることを標準とするが、これにより難しい場合でも、最大3年後までに取り組むこと。</p>
(5)生産や造林・保育の実施体制の確保	<p>素材生産又は造林・保育に関して1年間以上の事業実績を有すること、又は所属する現場作業職員の現場従事実績等が1年以上であること。</p>	

<p>(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等</p>	<p>伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて林業経営体が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること。</p> <p>「行動規範の策定等」には、林業経営体が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定すること。このほか、地方公共団体や所属する業界団体等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含むものとする。この場合、誓約書等を添付し、遵守の約束を明確にすること。</p> <p>行動規範やガイドライン等には、県が定めた伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン第3の事項に即した内容が全て盛り込まれていること。また、行動規範やガイドライン等が遵守されていることを確認する体制が整備されていること。</p>	
<p>(7) 雇用管理の改善及び労働安全対策</p>	<p>以下のすべてを満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく本県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組を行っていること。 	
<p>(8) 担い手の確保と中長期雇用計画の策定等</p>	<p>持続的、安定的な施業実施のための具体的な方針と10年後、20年後の担い手確保に向けた中長期雇用計画等を策定していること。</p> <p>または、今後、1年以内に策定することを確約すること。</p>	<p>具体的な計画となっていること。</p>
<p>(9) コンプライアンスの確保</p>	<p>以下のいずれにも該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者 ・業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者 ・国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者 ・(6)の行動規範やガイドライン等に違反した行為を認められる者 ・その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。 <p>これについては、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等をいう。</p>	<p>「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。</p> <p>「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所の代表者とする。</p>